公文書等の管理に関する独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構公示

公文書等の管理に関する法律施行令（平成22年政令第250号）第17条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第11条第３項の事務所の名称を変更したので、次のとおり公示する。

平成29年12月14日　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構理事長　北村　隆志

変更前　東京都港区芝公園二丁目４番１号　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道建設本部東京支社総務部総務課内

変更後　東京都港区芝公園二丁目４番１号　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構東京支社総務部総務課内

変更前　大阪府大阪市淀川区宮原三丁目５番36号　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道建設本部大阪支社総務部総務課内

変更後　大阪府大阪市淀川区宮原三丁目５番36号　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構大阪支社総務部総務課内

変更前　北海道札幌市中央区北二条西一丁目１番地　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道建設本部北海道新幹線建設局総務課内

変更後　北海道札幌市中央区北二条西一丁目１番地　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構北海道新幹線建設局総務課内

変更前　福岡県福岡市博多区祇園町２番１号　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道建設本部九州新幹線建設局総務課内

変更後　福岡県福岡市博多区祇園町２番１号　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構九州新幹線建設局総務課内

変更前　青森県青森市新町二丁目２番４号　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道建設本部青森新幹線建設局総務課内

変更後　青森県青森市新町二丁目２番４号　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構青森工事事務所総務課内

変更前　富山県富山市牛島新町５番５号　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道建設本部富山工事事務所総務課内

変更後　富山県富山市牛島新町５番５号　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構富山工事事務所総務課内

変更前　長野県長野市大字中御所岡田45番１　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道建設本部長野工事事務所総務課内

変更後　東京都港区芝公園二丁目４番１号　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構東京支社総務部総務課内

変更前　神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目５番地11　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道建設本部関東甲信工事局総務課内

変更後　神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目５番地11　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構関東甲信工事局総務課内

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構千葉常磐業務部公告第14号

流山都市計画事業新市街地地区一体型特定土地区画整理事業に係る下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条第５項及び第99条第２項の規定による仮換地指定の通知について、送付したが受領を拒まれたので、同法第133条第１項の規定により、その内容を下記のとおり公告する。

平成29年12月14日
流山都市計画事業
新市街地地区一体型特定土地区画整理事業
施行者　独立行政法人都市再生機構
首都圏ニュータウン本部
つくば・千葉常磐担当推進役　斎藤　健治

記

１　氏名及び住所
氏名　吉田　誠一　外４名
住所　流山市市野谷454番地

２　通知の内容
文書番号　しち21―373
新市街地発指定191－１　平成29年11月27日
従前の宅地
町名及び字名　市野谷字向山
地番　451　地目　畑
登記簿地積　1,213㎡
基準地積　1,273.06㎡
仮換地
街区番号　Ａ62　画地番号　21画地
地積　510㎡
街区番号　Ａ65　画地番号　12画地
地積　370㎡
仮換地の指定の効力発生の日
平成29年12月10日
仮換地について使用又は収益を開始することができる日　別に定めて通知します。

注意
１　この通知書に記載の「仮換地の指定の効力発生の日」から、従前の宅地については、使用し、又は収益することができません。
２　別に通知する「仮換地について使用又は収益を開始することができる日」までは、仮換地を使用し、又は収益することはできません。

教示
１　この通知に係る処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、国土交通大臣に対して審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第２項に規定されています。）
２　この通知に係る処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内（上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内）に、独立行政法人都市再生機構を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

以　上

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構千葉常磐業務部公告第15号

流山都市計画事業新市街地地区一体型特定土地区画整理事業に係る下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条第５項及び第99条第２項の規定による仮換地指定の通知について、送付したが受領を拒まれたので、同法第133条第１項の規定により、その内容を下記のとおり公告する。

平成29年12月14日
流山都市計画事業
新市街地地区一体型特定土地区画整理事業
施行者　独立行政法人都市再生機構
首都圏ニュータウン本部
つくば・千葉常磐担当推進役　斎藤　健治